

**令和5年第1回七戸町議会定例会
会議録（第3号）**

令和5年3月9日（木） 午前10時00分 開議

○議事日程

- 日程第 1 報告第 1号 専決処分事項の報告について
(令和4年度七戸町一般会計補正予算(第11号))
- 日程第 2 議案第19号 七戸町の議会議員及び長の選挙における選挙公報の発行
に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第20号 七戸町空家等及び空地の適切な管理に関する条例の制定
について
- 日程第 4 議案第21号 七戸町電子計算組織利用に係る個人情報の保護に関する
条例を廃止する条例について
- 日程第 5 議案第22号 七戸町個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第 6 議案第23号 七戸町個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第 7 議案第24号 七戸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第25号 七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につい
て
- 日程第 9 議案第26号 七戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第27号 七戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を
定める条例等の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第28号 七戸町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例に
ついて
- 日程第12 議案第29号 七戸町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につい
て
- 日程第13 議案第30号 七戸町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第31号 七戸町出産祝金条例を廃止する条例について
- 日程第15 議案第32号 七戸町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第16 議案第33号 工事請負契約の締結について
((仮称) 七戸町総合アリーナ外構整備工事)
- 日程第17 議案第34号 工事請負契約の締結について
((仮称) 七戸町総合アリーナ駐車場・構内道路整備工
事)
- 日程第18 議案第35号 工事請負変更契約の締結について
((仮称) 七戸町総合アリーナ新築工事(電気設備工事))

- 日程第 1 9 議案第 3 6 号 工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について
(七戸町公共下水道七戸浄化センターの改築工事委託に関する協定)
- 日程第 2 0 議案第 3 7 号 工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について
(七戸町特定環境保全公共下水道天間林浄化センターの改築工事委託に関する協定)
- 日程第 2 1 議案第 1 号 令和 4 年度七戸町一般会計補正予算 (第 1 2 号)
- 日程第 2 2 議案第 2 号 令和 4 年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 2 3 議案第 3 号 令和 4 年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 2 4 議案第 4 号 令和 4 年度七戸町介護保険特別会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 2 5 議案第 5 号 令和 4 年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 2 6 議案第 6 号 令和 4 年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 2 7 議案第 7 号 令和 4 年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 2 8 議案第 8 号 令和 4 年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 2 9 議案第 9 号 令和 4 年度七戸町水道事業会計補正予算 (第 6 号)
- 日程第 3 0 予算審査特別委員会審査報告
議案第 1 0 号 令和 5 年度七戸町一般会計予算
議案第 1 1 号 令和 5 年度七戸町国民健康保険特別会計予算
議案第 1 2 号 令和 5 年度七戸町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 1 3 号 令和 5 年度七戸町介護保険特別会計予算
議案第 1 4 号 令和 5 年度七戸町介護サービス事業特別会計予算
議案第 1 5 号 令和 5 年度七戸町七戸霊園事業特別会計予算
議案第 1 6 号 令和 5 年度七戸町公共下水道事業特別会計予算
議案第 1 7 号 令和 5 年度七戸町農業集落排水事業特別会計予算
議案第 1 8 号 令和 5 年度七戸町水道事業会計予算
- 日程第 3 1 議案第 3 8 号 七戸町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 3 2 議案第 3 9 号 七戸町教育委員会委員の任命につき同意を求めることに

ついて

- 日程第33 議案第40号 七戸町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を
求めることについて
- 日程第34 議案第41号 七戸町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を
求めることについて
- 日程第35 議案第42号 七戸町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を
求めることについて
- 日程第36 発議第 1号 七戸町議会の個人情報保護条例の制定について
- 追加日程第1 議案第43号 令和4年度七戸町一般会計補正予算（第13号）

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（16名）

議長	16番	瀬川左一君	副議長	15番	盛田惠津子君
	1番	中野正章君		2番	山本泰二君
	3番	向中野幸八君		4番	二ツ森英樹君
	5番	小坂義貞君		6番	澤田公勇君
	7番	呷清悦君		8番	岡村茂雄君
	9番	附田俊仁君		10番	佐々木寿夫君
	11番	田嶋輝雄君		12番	三上正二君
	13番	田島政義君		14番	白石洋君

○欠席議員（0名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	小又勉君	副町長	高坂信一君
総務課長	仁和圭昭君	支所長	氣田雅之君
			（兼庶務課長）
企画調整課長	金見勝弘君	財政課長	附田敬吾君
税務課長	西野勝夫君	町民課長	高田博範君
介護高齢課長	三上義也君	保健福祉課長	井上健君
こどもみらい課長	佐々木和博君	会計管理者	高田美由紀君
			（兼会計課長）
農林課長	原子保幸君	建設課長	鳥谷部勉君
商工観光課長	附田良亮君	上下水道課長	町屋淳一君

教 育 長	附 田 道 大 君	学 務 課 長	鳥 谷 部 慎 一 郎 君
生 涯 学 習 課 長	田 中 健 一 君	世 界 遺 産 対 策 室 長	相 馬 和 徳 君
(兼中央公民館長・南公民館長・中央図書館長)			
農 業 委 員 会 会 長	天 間 俊 一 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	田 村 教 男 君
代 表 監 査 委 員	吉 川 正 純 君	監 査 委 員 事 務 局 長	澤 山 晶 男 君
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	新 舘 文 夫 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	仁 和 圭 昭 君

○職務のため会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	澤 山 晶 男 君	事 務 局 次 長	鳥 谷 部 伸 一 君
---------	-----------	-----------	-------------

○会議録署名議員

1 番	中 野 正 章 君	2 番	山 本 泰 二 君
-----	-----------	-----	-----------

○会議を傍聴した者（5名）

○会議の経過

○開議宣告

- 議長（瀬川左一君） ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しております。
したがって、令和5年第1回七戸町議会定例会は成立しました。
議長において作成しました議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
これより3月3日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。
-

○日程第1 報告第1号

- 議長（瀬川左一君） 日程第1 報告第1号専決処分事項の報告について（令和4年度七戸町一般会計補正予算（第11号））を議題とします。

これより、質疑に入ります。
質疑は事項別明細書より行います。
歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。
したがって、報告第1号は、原案のとおり承認されました。
-

○日程第2 議案第19号

- 議長（瀬川左一君） 日程第2 議案第19号七戸町議会議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。
発言を許します。
2番議員。

- 2番（山本泰二君） おはようございます。

選挙公報の発行に関する条例ということで、ページめくって5条のところですが、新聞、折り込み、その他、これに準ずる方法ということが書かれております。現実的には各戸配付は難しいということは聞いております。それで、新聞広告あるいは公民館等へ

の設置、そういうものが考えられるということだったと思うのですけれども、このその他これに準ずるといふことに、インターネット、ホームページでの掲載、これも含まれるのか、あるいはこれを書き加えなくてもよいのかということをお聞きします。

○議長（瀬川左一君） 総務課長。

○総務課長（仁和圭昭君） お答えします。

今回の選挙公報の発行に関しては、WEB掲載を考えておりますけれども、そこに準じるという考えで解しております。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 2番議員よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

○日程第3 議案第20号

○議長（瀬川左一君） 日程第3 議案第20号七戸町空家等及び空地の適切な管理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

9番議員。

○9番（附田俊仁君） おはようございます。

この条例制定によって、ようやく、もう何年も前から懸案だった倒壊危険家屋の処理ができるようになるわけですが、私がすごい心配しているのは、条例を進めていくことによって当然行政代執行がかかって、行政が家屋を処分するということが可能になるのですけれども、代執行ですので当然のごとく請求先がある、なければいけないわけですが、結局、では、なぜそういう空き家になってしまったかというところを考えると、相続そのものがきちんとうまくいっていない家族・家庭がそういう空き

家、倒壊家屋を所有しているという場面が現実的には非常に多いと思うのです。そのときに、その流れとして町の手順というのが、この条例を進めていくに当たって、その先の手順というものを確立しているものかどうかを確認いたします。

○議長（瀬川左一君） 総務課長。

○総務課長（仁和圭昭君） お答えします。

まず、この条例を今回提案したわけなのですが、条例条項でいきますと、まず第11条で立ち入り調査を行うということになっております。第12条において、その危険な状態を解消するための必要な措置を講ずるよう、ここで助言・指導を行います。続きまして13条においては、危険な状態を解消するための必要な措置を講ずるよう指導・助言、これをさらに期限を定めて勧告していくと。14条においては、それでもさらに改善がなされない場合は命令措置というような形になります。

命令において、さらにその執行がなされない場合、議員おっしゃるとおり行政代執行というような手順になっていくということであり、当然、特定空き家、家屋なるものはおっしゃるとおり相続等でいわゆる問題になっている箇所等がほとんどでございますので、この執行に当たっては、今、国税法に基づく強制徴収、それに納付がなされない場合は国税法に基づく差し押さえ、またそれに対して公募等の対応を行っていくというような考え方を持っておりますけれども、所有者の財産資産が成されない場合等々も考えられます。全回収が見込めない場合等も考えられますので、これについては今後行政代執行等を実施した自治体の参考例等を見ながら検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（瀬川左一君） 9番議員。

○9番（附田俊仁君） これは町長にお願いになるのですが、結局、今この条例が4月1日から始まって調査から入って行って、実際に代執行する場合というのは、多分2年か3年かかると思うのです、今の総務課長の手順でいくと。なので、その間に要望活動として、例えば代執行をかけて壊しました、民間で坪2万5,000円から3万円ぐらいの解体費用がかかると思うのです。でも、町がやれば多分プラス1万円ぐらいの工事費という話に当然なってくるのです。そのときに、差し押さえした土地の評価よりも請求金額が上回り、差額が出てくるはずなのです。その差額の部分について、例えば、国にでもお願いをして、そこの部分の手当というものがなければ、財政からばんばんと出ていくという話になるので、これは非常にまずい話になると思うのです。

よって、機会があるごとに国会議員、代議士の方々にでも要望活動して、そこの部分の手当というものも考えていただかないと、町の予算だけではとてもじゃないけれども厳しいでしょうというようなお話なので、そこをお願いして終わります。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

12番議員。

○12番（三上正二君） 今この条例をつくるのはいいのですけれども、まだそこまでつかんでいないけれども、全体の形の中で空き家というのはどの程度あるのですか。大体でもいいのですけれども。

それから、前に聞いたことある記憶はあるのだけれども、その中に、例えば、悪いほうの順番でA、B、Cとかそういうのがあったとすれば、すぐにでも手をつけなければならないというのはどれぐらいあるのか。それと逆に空き家ではなくても危険箇所というのもあるかと思うのです。そういうのがあったら、もし分かる範囲でよろしいので教えてください。

○議長（瀬川左一君） 総務課長。

○総務課長（仁和圭昭君） お答えいたします。

町内に存している空き家の戸数ですけれども、全体で今現在で229件ございます。そのうち危険と思われるいわゆる特定空き家の件数は、今現在把握しているのが16件ということでございます。

あと、その他危険な家屋等はないかということなのですけれども、そこについては実数値は把握してございません。

以上であります。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君） 空き家の件数は分かりました。

空き家でなければもちろん持ち主があって、ちゃんとしているわけなのです。だけれども、うちの会社でもあるかも分からないけれども、でも、これは間違いなくこれちょっと、最初は注意するとかそういう形があってもいいかと思うのです。というのは、具体的に言っているのか悪いけれども、高い建物に煙突なんかでもそういうふうに見られることもあるのです。そのあたりがもしいいのか悪いのか分からないけれども、ちょっとこれ危ないなというふうに見受けられるのもあるのですけれども、その辺のところはどういうふうを考えているのでしょうか。

○議長（瀬川左一君） 総務課長。

○総務課長（仁和圭昭君） 現在も軒下が外れてぱたぱたして危ないとか、そういった近隣の方々の苦情等で情報を得ていたりするところもあるのですけれども、それについてはこちらの職員が現地で調査しながら、所有者、管理権者に電話等で連絡しながら指導しているところでございます。

以上であります。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

14番議員。

○14番（白石 洋君） この空き家及び空き地の云々というようなことで、今、条例を制定しようとしているわけですがございますけれども、なかなかこれ見ただけでは町民の皆さんも理解しがたいところもあるだろうと思います。と申し上げますのは、いろいろ

な意味で春一番が来るとトタンが飛んで歩いたり、いろいろなものがあちこちあれて非常に迷惑をかけたり、かけられたりしているところがあると思いますので、こういったことに対する心配はみなこの家庭でもあると思うのです。ですから、もっと分かりやすい、町民の皆さんに対してしおりみたいなものを作ってお渡しして、今度はこういうふうになるのだなど、しかもそれは4月1日から施行するというふうになっておりますので、そういったことや、しおり、あるいはまた広報等でも段階的にお知らせしていくような、町民の皆さんにもそういう気持ちになっていただくようになるようなことを、やっぱり私ども町としてもそういう準備はしていってあげないと大変だろうなと思います。本当にお年寄りの人たちが多くなってきていますから、なかなか理解しづらい面もあると思うのです。その辺の配慮をお願いしたいと思うのですが、担当課のほうでいかがですか。

○議長（瀬川左一君） 総務課長。

○総務課長（仁和圭昭君） これについては、一応、条例可決後の4月広報等についてその空き家の管理に対するリスク等がございますよということで、広報に努めていきたいと思えます。これは先般の一般質問で町議員からも質問でありましたように、いわゆる空き家が倒壊した場合の第三者に損害を与えた場合の損害請求等については、いわゆる現所有者、管理している方に損害がいくのだよという、このリスクを伝えていきたいというふうに思っておりますので、そこら辺の広報には十分努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

12番議員。

○12番（三上正二君） 空き家に関してなのですけども、空き家になると悪いものではない、いい空き家もあるので、悪いのも結局この条例で撤去しなければならないみたいな空き家もあるのでですけども、町長、前のときにテレビで言った中国人による一つの島を全部買ったというニュースがありました。それで国会のことがそういうテレビで問題になっているのですけれども、実はうちの部落にも実際のところ外国人がこの空き家を買ってそこに入っているのです。住むのは問題ないのですけれども、結局何人か入って冬になると町内会に入らないかと言うと、冬になるといないから入らない、春になれば来て、それでごみとかそういうのをその辺で燃やしていて、これ何か取り締まるとかそういう形はできないのでしょうか。難しいのかな。外国人がこういう、どんどん買うのを止めるという、町の議会でどうのこうのというのは、国の制度しかならないのかな。実際そういう問題が現実うちの部落でありますので、こういうのはどんどん、要するにどんどん今度買いあされば、これもただ入るといったってその人たちは町内会に入る、そういう気持ちで買っていないから。これ何とかならないものだろうか。

○議長（瀬川左一君） 町長。

○町長（小又 勉君） 法的にはないと思うのですけれども、買って、例えばごみをその辺で燃やすとか野焼きしているのですよね。そういうのとか実態をよく注視しながら、その都度やっぱり指導を加えていかなければならないというふうに思います。もちろんただの指導だけで済まないのであれば、当然警察と一緒にあってそういった取り締まりであるとか、ただ、善意で買ってその辺を盛り上げようというのであればこれはまだ別なのですけれども、おそらくそれはないでしょう。だから、その辺はよく注視しながら、いわゆる犯罪とかあるいはまた不法なことにつながらないように状況を防ぐと、そういう方向で進めていかなければならないと思っています。

○議長（瀬川左一君） ほかに。

11番議員。

○11番（田嶋輝雄君） 先ほど229件の空き家がありますということでもありますけれども、代執行までのあれは中身は分かったのですけれども、そうすると、今後自治体そのものでこれから空き家をカフェとか何とか食堂とかそういったことをやりたいよというときに、そういった特別区域みたいなのをこれからも考えていかなければならないのではないかと思いますのですけれども、その辺のところは考えた中でやっているのでしょうか。

○議長（瀬川左一君） 企画調整課長。

○企画調整課長（金見勝弘君） お答えいたします。

危険家屋になる前の空き家というのは、今も既に空き家バンクの登録をいろいろ勧誘しております。その中で使える建物であったり、他者に譲りたい、貸したい、売りたい、そういった建物に関しては、登録していただいて仲介をするという業務を進めております。ただし、目的に応じて特区を設けて、カフェであればこの空き家を購入する方に幾ら幾ら補助するとか、今のところそういったものの制度は確立しておりませんし、その区域ごとの政策も今のところは整備されておられません。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 11番議員。

○11番（田嶋輝雄君） 整備されていないということでもありますけれども、やはりそういったことも頭の中に入れていかなければならないと思うのです。というのは、1月24日に国でもそういった形の中で自治体の手続を簡素化していくようにというふうな指導があったかどうか分かりませんが、今後そういうふうな形で案として載っていたものですから、これからもそういったものを先取りしながら、全く使えないものはそれは無理としても、やはりある程度使えるものはどこかに貸すような形も含めてこれから推進していかなければならないと思いますので、そこのところを考慮して考えていただきたいと思います。

○議長（瀬川左一君） 企画調整課長。

○企画調整課長（金見勝弘君） お答えいたします。

先ほどの答弁で私が申し上げた、今のところの整備はできていないというところですが、これは今までもそうだったのですが、例えば、商店街においても空き店舗等がございます。そういったものに対して、有効的に活用できないかというところは前から今も商工会等とさまざまな議論を重ねて、空き店舗を使って何かをやりたいという方が出てきた場合に何か助成する制度とか、そういったものをつくれぬかというところでは、今は動いておりますので、そういうのは整い次第また報告したいと思います。

○議長（瀬川左一君） ほかに。

7番議員。

○7番（所 清悦君） せっかく空き家バンクを整備していても、登録件数がまず少ないということで、ぜひ皆さん登録してくださいと呼びかけても、なかなか忙しくて申請というところまでいかない人が多いと思うのですけれども、まず空き家になったというのをどのように把握するかというのと、もうこちらのほうからむしろ住民に空き家になったようですので、ぜひ登録してくれませんかと先に声をかければかなり違うと思うのですけれども、まず1点、空き家、今229件ということですが、まず空き家になったというのはどういった方法で認識しているのか伺います。

○議長（瀬川左一君） 企画調整課長。

○企画調整課長（金見勝弘君） お答えいたします。

229件の空き家に関しては調査をしたもの、それも町内会長等からの報告を受けて。ただ、順次使えそうな空き家が発生したとかという、そういうタイムリーな情報は今のところ入手はしておりません。やろうと思えばできるのですが、ただ、行政法上、例えば税務課からそういう情報をもらうとかというのはできないこととなっているので。ただし、固定資産税等の賦課のタイミングでそういったものが出ると、町には空き家バンクというのがありますよというのは周知もしていますし、あと広報でも何度か繰り返し広報活動には努めておりますので、それによって所有者からの相談は今増えつつございます。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

○日程第4 議案第21号

○議長（瀬川左一君） 日程第4 議案第21号七戸町電子計算組織利用に係る個人情報保護に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

○日程第5 議案第22号

○議長（瀬川左一君） 日程第5 議案第22号七戸町個人情報保護法施行条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

○議長（瀬川左一君） 1番議員。

○1番（中野正章君） 個人情報に関してですが、町の広報とか配付するのにそういう役目の人がまず、常会長なりいるわけですけれども、総務課に、では名簿を出してくれと言ったのだと、どこに配付するか名簿を出してくれと、そうしたら個人情報の保護の観点から出せないと言われたと。配付はしなければならない、名簿がない、こんなことであるのかというのを聞きました。たまたまその人は今までの集落の資料があったから、できるのはできるのだけれども、このごとくいろいろな活動する上で、最近個人情報、個人情報であったほうがいいなと思うところが出せないとか、そういう感じが多いなと思うのです。先ほどの広報の配付についてはどういうふうに考えますか。

○議長（瀬川左一君） 総務課長。

○総務課長（仁和圭昭君） お答えします。

まず常会町内会、これに配付されるものにつきましては、新規で加入される方についてはその常会町内会にいわゆる申込み、その中での配付を把握してもらおうということとしております。

以上であります。

○議長（瀬川左一君） 1 番議員。

○1 番（中野正章君） やはりその配付というのは配付してもらおうという、こちらの行政サイドのあれでいえば、やはりあれもこれも個人情報で駄目、個人情報で駄目ではなくて、きちんと名簿は必要だと思います。それのごとく、この個人情報に関してはますます厳しくなる傾向があるかと思いますが、いろいろなボランティアとかそういう関連でいえば、やる側にとっては結局そういう部分は矛盾してくると思うのです。だから、そこはある意味上手にきちんとした考え方の下にやっていかないと、やってあげたいという気持ちがあっても、やってくれと言われながらこういうのは出せないだとか何だとかということのないように、流動的にやるようにお願いします。

○議長（瀬川左一君） 要望でいいですか。

ほかにありませんか。

1 2 番議員。

○1 2 番（三上正二君） 今の件なのですけれども、例えば、私もいろいろな団体の形の中で個人情報保護法により出せないと言われるのです。ですからちょっとお聞きしたいのですけれども、勉強不足で申し訳ない。個人情報保護法によって、あまり難しくなれば、弁護士ではないから、裁判官でもないし分からないけれども、どの段階がよくてどの段階が駄目なの。悪用されているみたいなことで、この前たまたま土地改良区で排水路の図面をくださいと言ったら、個人名が入っているから、今度個人情報保護法によって出せませんと言って、これおかしいと思うのだけれども、みんなその形の中で全てが片付けられているのから、分かりやすくいけばどこどこ、境がどこならいいの。

○議長（瀬川左一君） 総務課長。

○総務課長（仁和圭昭君） お答えします。

大変難しいルールのなところがありますけれども、いわゆる個人の氏名、住所といったような明らかに個人情報のところがあるのですけれども、先ほど議員がおっしゃいました地図上の誰々さんの土地とか何とかということにつきましては、それは法務局をもって登記簿等の閲覧上で確認はできるものでございます。大変難しいところはありますけれども、あくまでも個人の特定の情報なるものにつきましては、現行法では大変厳しくしているところでございます。

○議長（瀬川左一君） 1 2 番議員。

○1 2 番（三上正二君） 1 番議員も同じだと思うのだけれども、全てのものはそういういろいろな組織でも何でも行政も同じだと思うのだけれども、いろいろな団体、例え

ば、土地改良区、農協でも出せないものは個人情報なるものは分かるのです、それは。だけれども、では、それを理由にして全部この職員がそういうふうと言ってやっている可能性もなきにしもあらずなのです。だから、それがさっき言ったみたいに、1番議員が言ったみたいに渡してくれよと、これ町内会長に知らない人、入ってきた人いるなどということがあったとしたらば、それも分からないといえ、悪用されれば駄目だといえ、駄目かも分からないけれども、何をしゃく取りすればいいのか。

○議長（瀬川左一君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時39分

○議長（瀬川左一君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

○日程第6 議案第23号

○議長（瀬川左一君） 日程第6 議案第23号七戸町個人情報保護審査会条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、この本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

○日程第7 議案第24号

○議長(瀬川左一君) 日程第7 議案第24号七戸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

○日程第8 議案第25号

○議長(瀬川左一君) 日程第8 議案第25号七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

○日程第9 議案第26号

○議長（瀬川左一君） 日程第9 議案第26号七戸町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

○日程第10 議案第27号

○議長（瀬川左一君） 日程第10 議案第27号七戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

○日程第 1 1 議案第 2 8 号

○議長（瀬川左一君） 日程第 1 1 議案第 2 8 号七戸町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第 2 8 号は、原案のとおり可決されました。

○日程第 1 2 議案第 2 9 号

○議長（瀬川左一君） 日程第 1 2 議案第 2 9 号七戸町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第 2 9 号は、原案のとおり可決されました。

○日程第 1 3 議案第 3 0 号

○議長（瀬川左一君） 日程第 1 3 議案第 3 0 号七戸町営住宅条例の一部を改正する

条例についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

11番議員。

○11番（田嶋雄輝君） まず、関連の中で質問させていただきます。

今現在この住宅の空き家はどのくらいあるのですか。

○議長（瀬川左一君） 建設課長。

○建設課長（鳥谷部勉君） お答えいたします。

今現在、管理戸数は258戸で政策的に空き家をしているところも含めまして、入居者は225名、33戸の空き家となっております。

○議長（瀬川左一君） 11番議員。

○11番（田嶋雄輝君） この33戸もあれですけども、この募集期間はどのくらいの隔たりの中で募集しているのかちょっとお聞きします。間隔で。よろしくお願ひします。

○議長（瀬川左一君） 建設課長。

○建設課長（鳥谷部勉君） 今、盛んに募集をしているところでございますが、年度計画としては四半期ごと、年に4回ほど募集をしております。ただ、今の時期は転入転出がありますので、当初4月の募集としておりましたけれども、ちょうど4月から入居する方々の異動等がございますので、3月広報にて募集をしております。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 11番議員。

○11番（田嶋雄輝君） 33戸、要するに私が何を言いたいかというと、この募集する期間で途中途中で空き家が結構あるように見受けられるのです。ですので、四半期、それも大事ですけども、もしかしたら入りたいという人が中にも分からないということの中で、できれば四半期四半期というよりも、もっと短めな形の中で募集していったら、効率良くしたほうがいいのではないかなと私はそう思うのですけれども、その辺のところはどうでしょうか。

○議長（瀬川左一君） 建設課長。

○建設課長（鳥谷部勉君） お答えいたします。

今、私が知るところこの1年なのですけども、四半期ごとの募集で空き家に対しての入居希望者というのは、なかなか追いつかない募集の状態でございます。ただ、県営住宅等の募集を見ていると、一定期間、年一度とか2度定期的な募集のほかに随時募集とか、そういう募集の仕方もございますので、そこら辺は今後検討しながら、どちらがいい方向なのかというのをちょっと検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。
したがって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。
-

○日程第14 議案第31号

- 議長(瀬川左一君) 日程第14 議案第31号七戸町出産祝金条例を廃止する条例
についてを議題とします。
これより、質疑に入ります。
発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。
したがって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。
-

○日程第15 議案第32号

- 議長(瀬川左一君) 日程第15 議案第32号七戸町過疎地域持続的発展計画の変更
についてを議題とします。
これより、質疑に入ります。
発言を許します。
2番議員。

- 2番(山本泰二君) まず文言についてちょっと確認です。

第32号の参考資料という表の5のところですが、交通施設の整備、交通手段の確保というところで、ちょっと書き方の、私の見間違いかもしれないのですけれども、⑦除雪機械等に下線がついておりますが、これは何か変更があったのか。ちょっと小さな問題で申し訳ないのですけれども。

それから、そのちょっと下のところ、更新と除雪というところ、元の変更前には「と」がないと思うのですけれども、ここは追加になるのではないかなというところを、元の文では順次更新を図るとありますが、そういう意味では「と」が余計に入っている、ここも下線なのかなということでちょっと文言の確認です。

あと内容についてなのですが、ここでは除雪のときのことが書いてあるので関連して、道路に雪を押し出さないようにということなのですから、実際には道路に雪を押し出している方が結構いらっしやると、それから関連して流雪溝の利用なのですが、これは時間が決められていると思うのですが、時間外に流雪溝を利用して、それで何回も詰まりが起きていることは御存じだと思います。こういうところをどのように周知、あるいは指導して徹底を図ろうとしているのかお聞きします。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 企画調整課長。

○企画調整課長（金見勝弘君） お答えいたします。

まず文言等については、議員おっしゃるとおり⑦の除雪機等、アンダーラインが入っておりますが、これはこちらの誤りでございます。

それと「と」の部分についても誤った表記となっておりますことをおわびして訂正いたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（瀬川左一君） 次に建設課長。

○建設課長（鳥谷部勉君） お答えいたします。

道路への排雪行為については、道路通行上支障がないといえればあれでございしますが、さほど影響がないものについては除雪で片付けております。

なお、明らかに通行に支障があるような排雪の仕方をしている住民に対しては、職員が直接伺って、こういう排雪の仕方は非常に道路交通上うまくないよということで指導をしております。

また、流雪溝の時間等につきましては、雪が降る前に広報等でのお願い、あとは利用している町内会長等への時間厳守のお願い等をしてしておりますが、やはりパトロールしていますと、時間外、まして深夜帯からも流しているような状況も見受けられますので、パトロールしているときにはその都度注意はしておりますが、なかなか守られないような状況でございします。

また、流雪溝排雪の時間帯につきましては、もう大分計画を練ったときからそのままの状態できておりました。なので、現状の生活スタイルと若干ずれているところも出てきているのかなというところもございしますので、そういった時間帯の見直しですとか、

あとは町内会等をお願いしてどういう時間がいいのか、そういったものをさらに検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

12番議員。

○12番（三上正二君） 今の除雪、特に街中とかそういうところは、除雪すれば排雪する場所が必要になってきます。それはいいのですけれども、私の土地の中でも結構排雪されているところあるのです。そこまではいいのです。ただし、あまりに下が畑なのですけれども、畑まで入って雪を残して押していけばいいのさ。そこからすぱっと真面目にきれいに押すと土がみえるわけさ。畑も何もあったものでないのだ。そういうのというのは、昨日も行ってきてきたのですけれども、聞いてみると行政の役場で今度除雪したのを投げるところがなくて毎日捨ててるって。そこまでいいのさ。だけれども、念入りにやってありがたいのだから、住民の人がありがたいのだから分からないのだけれども、地主にしてみれば畑がもうタイヤショベルでこうやって、これって何とかそういう、投げるなという意味ではないのです。その辺のところは指導ってならないものでしょうか。分かりますか。

○議長（瀬川左一君） 建設課長。

○建設課長（鳥谷部勉君） お答えいたします。

なかなか排雪場所等がなくて、町民から御協力をいただいて、雪の排雪場所として利用させていただいております。そのため、雪を排雪するときには砂利等々が入った場合には、除雪している委託している業者等に春先に碎石等の撤去等もさせております。ただ、今、議員おっしゃったとおり、そういったことがないようにできればいいわけですので、なるべく排雪している畑とか農地等に支障が出ないような排雪の仕方というのも、業者の方々、直営の方々にも話をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 1番議員。

○1番（中野正章君） 大変申し訳ないのですけれども、除雪については様々あると思いますが、一つ聞いておきたいことがあります。

新聞配達するのに朝5時から回ると、除雪ささっていないで行けないので、トラクターでしたと。ほかの部落に行ったら、でらめがしてったと。こっちでいうには、スタートが何時なのだから、みな一気にできないのだとは言うのだけれども、でも新聞配達は毎日だというわけで、そこをどういうふうに考えたらどうか対処したらいいのか、どう考えるか教えてください。

○議長（瀬川左一君） 建設課長。

○建設課長（鳥谷部勉君） まず、除雪に対して御不便をおかけしていることについては大変申し訳ないと思います。

通常深夜帯2時ぐらいに除雪が必要かどうかというのを確認しながら業者に出動を要請しているところですが、近年、朝方にどか雪が降ったりとかそういったこともございまして、なかなか適切な時間帯に除雪が回らないこともあるかと思えます。できるだけ除雪には率先して出たいとは考えておりますが、確認する時間帯のずれ等も出てきておりますので、そこら辺も考慮しながら除雪に入りたいと思えます。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 1番議員。

○1番（中野正章君） やはり業者があまりなくて、一つの業者が広い範囲を持つと、そうしたら早いところもあれば遅くなるところもある、そういうふうな傾向があるのかなと思えます。それをどういうふうに解消していくのかなというところも一つあるのかなと思えます。まずよろしくお願ひしたいと思えます。返答は要りません。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

○日程第16 議案第33号

○議長（瀬川左一君） 日程第16 議案第33号工事請負契約の締結について（（仮称）七戸町総合アリーナ外構整備工事）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

7番議員。

○7番（唸 清悦君） 議案第33号と34号に関連することで伺います。

今までも荒熊内の開発計画のところでも私の意見は述べてきていますけれども、基本的なところの考えが違うところがあつてのことだなと今感じています。

図面を見ると、一番後ろのアリーナの東側の曲線上の道路、構内道路となっております。こういったところを普通のスピードで走る人はまずいないと思うのですけれども、1番の南から北に走る直線道路も公共施設がこれから張りついていくことと、車を

止めて道路を横断する人も多いことから、私はもうこの敷地内は全て構内道路になるものと思って、今までも南北の入り口のところに料金を取る機会を設置したら、もう全部解消するのではないかというふうな話をしたわけですがけれども、確認したらここは町道になると、一般の車両も通ると、施設に関係がない人も素通りできる道路になるということなのですから、私もここ近くいろいろ走っていましたが、ここを素通りしなければどうしても困るという人がイメージできないのです。東側に100メートルぐらいも行けば立派な道路があるわけですから。

まず最初に伺います。南北に走る直線道路、ここは構内道路にされなかった理由はあるのかをお願いします。

○議長（瀬川左一君） 建設課長。

○建設課長（鳥谷部勉君） お答えいたします。

ここに町営の駐車場ができます。その駐車場利用者につきましては、当然アリーナを使う方も止めるかもしれません。また、ここに駐車して駅に、そのまま出張とか旅行とか使う方々がここに駐車する場合もございますし、また、公営駐車場がございますので、そこを利用するために構内道路というわけにはいきませんので、町道としていところでございます。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 7番議員。

○7番（岨 清悦君） アリーナ西側に駐車場40台ということは料金いただかないということですがけれども、実際先ほどいろいろ話がありましたけれども、やはり町民の中になかなかお願いしても除雪にしろごみの出し方にしろ、全員がお願いしたとおりにしてくれる人だけとは限らなくて、やはり無料だと思えば本来有料を使うべき人まで止める可能性もあるのに対して、そこはそうならないように考えるということなのですから、具体的にどういう方法が考えられるのか。私はちょっと思いつかないので伺います。

○議長（瀬川左一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（田中健一君） お答えいたします。

以前の特別委員会の際も岨議員のほうから、こちらの職員の駐車場のほうにもゲートを設置したらどうかというお話はいただきましたけれども、前回答弁いたしましたとおり、こちらの駐車場につきましては、職員、関係者専用の駐車場として想定しております。ですので、公共駐車場やアリーナの利用者の一般の方は止めることを想定してございません。ただ、万が一空いていれば止める可能性もございますので、ゲートを設けるとなりますと相当の費用がかかってきますので、こちらは今後一般の方の進入をどうやって防ぐとかというのは、これからちょっとまたいろいろ検討してみたいと思います。

○議長（瀬川左一君） 7番議員。

○7番（唘 清悦君） これから考えるといったときに、これから考えればそのいいアイデアが出てくるのか分からなくて、もう現時点で本当はA案、B案、C案ぐらい考えていて、その中でいいのというのがあればいいのですけれども、今のところは空いていれば勝手に止めた人を防ぐことはできないように感じています。そこは今質問してもすぐ答弁は出てこないと思うのでその質問は止めて、あと、このグレーの部分のインターロッキングというのは、上から見た状態は分かるのですけれども、これは実際横から見たらどういう状態になるのか。高さとかそういったものを伺います。

○議長（瀬川左一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（田中健一君） お答えいたします。

インターロッキングの施工はデザイン上の問題でございまして、高さには差異はございません。段差というのはございません。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

討論、唘清悦議員。

○7番（唘 清悦君） 議案第33号工事請負契約の締結についてですけれども、駐車場に関しての私の考えであれば、この提案の内容のとおり工事しても何ら支障はないのですけれども、ただ、町側が考えている職員とかが使う無料駐車場に関して、私が心配している点についての回答がないままでこれから検討するといったときに、そういった不正な使い方をする人を防ぐ妙案が出てくるのか疑問に感じているところもあるのと、この議案を提案する前に、そこまで詰めた上で提案してほしいなということで、現時点では納得していない部分がありますので、この議案については反対いたします。

○議長（瀬川左一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

この採決は起立採決とします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（瀬川左一君） 着席してください。

（賛成者着席）

○議長（瀬川左一君） 起立多数ですので、議案第33号は、原案のとおり可決されま

した。

○日程第17 議案第34号

○議長（瀬川左一君） 日程第17 議案第34号工事請負契約の締結について（（仮称）七戸町総合アリーナ駐車場・構内道路整備工事）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

12番議員。

○12番（三上正二君） 先般の特別委員会だったと思うのですけれども、そのときに話したけれども、芝生と砂利にしますという話があったのです。建設課長は全部砂利にしますと、だけれども、企画だったか総務だったか生涯学習課か、建物の位置が変わるならば、新庁舎の位置が確定するなら、芝生にすることは十分可能ですという形の話だったように私記憶しているのですけれども、どちらはどうなったのですか。確かそういう話が出たのですが、どうなったのですか、これは。

○議長（瀬川左一君） 企画調整課長。

○企画調整課長（金見勝弘君） お答えいたします。

特別委員会で私の答弁の中に、将来的な可能性として今現在挙がっている計画は両方砂利敷になっているのですが、議員おっしゃるとおり庁舎の建設場所によっては、そういう芝生的な部分も建設される可能性が出てくると、そういうのを早めにやるためにも、庁舎の場所とかを早く決定していきたいというような答弁をしておりますので、私はそのように認識しております。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君） ということは、今は砂利を敷いてその後に必要ならばその砂利を撤去するとかそういう形になるということですか。とするならば、これ考え方ですよ。あなた方が言ったら挙げれば絶対通すから、それはどうのこうの言うつもりはない。ただ、いずれにしても駐車場として使うのを必要なのです。それは私も認識しています。だけれども、将来的に芝生になる可能性があったら、では同じ駐車場でただ砂利敷くのではなくて、どういう形になれば芝生を敷くときに一番経費かからないで、それは検証したのですか。言っていること分かりますか。やっていなかったらやってないでいい、責めないから。

○議長（瀬川左一君） 企画調整課長。

○企画調整課長（金見勝弘君） お答えいたします。

建設課部分がやる多目的広場に関しては、想定として大部分でスポ告で活用されるということで、ある程度乗用車とかが出るような駐車場を想定しております。体育館側も予算上は同じような設計にはいるのですが、先ほども申し上げましたとおり、ある程度動きが出てくるとその砂利の厚さであったりとか、将来的なものを見据えた発注

をできればと考えております。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

7番議員。

○7番（所 清悦君） この図面にありますが、南北の道路、町道ということですが、ピンク色の駐車場の右側の道路、一般道路……先ほどの答弁で、構内道路ではなくて町道という答弁だったと私は解釈したのですけれども、そうなった場合、ここは制限速度は何十キロの道路なのかというのを一つ伺います。

二つ目は、このピンク色の182台止められる駐車場が料金を徴収する機械のところの出入り口以外に南北からも出入りできそうなどころがあるように見えるのですけれども、これはどういったときに使う想定なのか伺います。

○議長（瀬川左一君） 建設課長。

○建設課長（鳥谷部勉君） お答えいたします。

今、議員がおっしゃっている真ん中の道路につきましては、令和5年度の事業にしております。ここの制限速度等については40から50のどちらかになるかとは思いますが、そこは警察・公安との協議した結果でキロ数は定めたい、標識をつけてもらいたいと考えております。

○議長（瀬川左一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（田中健一君） お答えいたします。

アリーナ駐車場の南北の出入り口ですが、こちらは、例えば大きい除雪車が入るときに出入りする場合とか、あと大きいイベントがあった際、出入り口1カ所であれば足りませんので、南北からも出入りするという形で計画してございます。ただ、ふだんはこちらは車止めで一般車両が入れないように進入禁止にする予定でございます。

○議長（瀬川左一君） 7番議員。

○7番（所 清悦君） 大きいイベントのときには一般車両も出入りできるようにという答弁ですが、その際の料金の徴収はどうなるのか一つ伺います。

あとは四、五十キロというスピードを出してもいい前提の道路なのかというところに、まず私は疑問を感じています。実際にこの道路を走ると便利になる人がどの程度いるかといったときに、私は奥羽牧場のほうから走ってきて新幹線のほうに行こうと思ったら、今は信号機がついている十字路のところの手前で黄色、赤になって、そこで止まってしばらく待ちそうだなと思ったときにはここを通ったほうが駅に早く行けるというぐらいに現時点では思っています。それに、将来庁舎になったとしても、一旦200円払って帰ってくるようなやり方がそれほど不便なのかなという気がしています。今は庁舎出入りするときに、体温計って手を消毒する手間は誰も大変だとは言わずに、それに慣れてやっているわけですから。

駐車場に関しては、50年に1回という国体を想定していると思うのですけれども、恐らく50年間で一番車も人も来るピークだと思うのですけれども、やはりそのピーク

をいかに抑えて日常、過剰な設備にならないように想定するかということも大事だと思うのですが、そういったところのシミュレーションとかデータ取りがまだまだ不十分な状態で設計したように感じています。

ちょっと長くなりましたけれども、質問はこの駐車場を利用しないただ素通りする人というのは、実際どの程度想定しているのか。それと、一番最初の質問、南北の出入り口はたくさん来たときにそこからも出入りさせるといったときの料金の徴収の仕方、二つ伺います。

○議長（瀬川左一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（田中健一君） お答えいたします。

まずアリーナ側の駐車場、先ほどイベントの際の出入り口の料金の関係ですけれども、基本的に大会等のイベントの際であればアリーナを使用するという事で、アリーナ側の使用料が発生することになります。皆さんアリーナの利用者ということになります。ですので、駐車場料金についてはいただかないということになるかと思えます。

あと、この町道の素通りといいますか、利用者、ただ通る方ですけれども、そこまでは想定はしていないものと思えます。

以上です。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

11番議員。

○11番（田嶋雄輝君） この構内の道路、アリーナの駐車場ということで、ピンク色で半円になっています。私はこれから、この地帯もそうですけれども、かなり雪が多い地帯だと思うのです。そう認識しているのですけれども、そういったことを考えたときに、格好良く円を書くのはすごくいいのですけれども、実際、実質的に除雪するときとなれば、半円した道路というのは除雪大変だと思うのです。むしろ私はかぎ状にきちんと正確な真四角みたいな、そういった道路のほうが、私はかえって様々な駐車場にするにしても何するにしても効率的ではないのかなと私は思います。やはり、とにかく一番何が言いたいかということ除雪問題です。そういうことをまず考えた中でこういう半円にしたのでしょうか。

○議長（瀬川左一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（田中健一君） お答えいたします。

この配置等につきましては、当初この用地を購入した際に、様々な総合的な計画を立てた段階で、この町道につきましてもこういう配置にしたものでございます。おっしゃるとおり、円の道路であります。確かに除雪等しづらいところもあるかと思えますけれども、こちらは数年前から取りあえずこういう計画で進んでおりましたし、ただ、これは町道ではありませんので、アリーナの構内道路ということで一方通行で考えておりますので、そういった面でも利用者には不便を来さないような使い方をいろいろ検討していこうと思えます。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

7番議員。

○7番（听 清悦君） 議案第34号も議案第33号とほぼ同じ理由で反対いたします。

やはり駐車場に関して、無料・有料を分けるのはいいですけども、その分け方のところ、徴収の仕方がまだはっきりしていない状態であるということと、まず多くの人を使うであろうアリーナの付近を40キロ、50キロの速度で走れるような前提で考えていいのかというところに不安があります。

その主な2点の理由で、この議案には反対いたします。

○議長（瀬川左一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について起立採決します。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（瀬川左一君） 着席願います。

（賛成者着席）

○議長（瀬川左一君） 起立多数ですので、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩したいと思います。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時30分

○議長（瀬川左一君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

○日程第18 議案第35号

○議長（瀬川左一君） 日程第18 議案第35号工事請負変更契約の締結について（（仮称）七戸町総合アリーナ新築工事（電気設備工事））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

12番議員。

○12番（三上正二君） まず最初に、町長というのは提案権と運営権を持っています。執行権です。我々議員は調査権と議決権を持っています。

それをまず頭に入れて、先般、昨日終わってから説明、A重油の発電機のそういうので説明を受けました。当初設計のときにはどっちも重油だったのです。A重油の地下タンクが7,000リッターで、これ小出し槽というのか、小出し槽というのは1,950、約2,000リッターだったのです。これで消防法が通っているのです。そうでしょう。今度次にやりたいというのは真ん中2番目にあります。そのときには灯油に変わって、灯油の地下タンクが7,000リッターで小出し槽が950リッターに変わっていません。あなた方は先日、私が話した案という形の中でやったのは一番下にあります。その場合は、地下タンクに灯油が7,000リッター、これは一緒です。それから小出し槽が100リッターに変わっています。必要量が30リッターだから、30リッターを30メートル離れたタンクの形の中で造らなければならない。そのために740万円かかりますという説明なのです。それはそれでいいのです。そのほかに3日間もたなければならないとか云々ありました。それはいいです。別にこれには最後には反対しませんから。ただし、覚えていてください。私たち議員というのは、情報のうちの80%はあなた方持っているのです。さっきも言ったように、提案権も町長が持っています。だから、いくら私が言ったって、私方書類出すわけにいかないのです。あなた方が作るのです。そのときに、例えば一番最初にもし仮に小出し槽が約2,000リッターあったとするならば、このA重油のタンクが3,000リッター必要ないのです。1,000リッターあればいいのです。そうすれば、もしかすると30メートルの離れたところに造らなくてもいいかもしれません。だけれども、私は提案できませんから。ただ、これはこれでこれは賛成しますけれども、でも、できるならばこういう形ではなくて、あなた方は全部持っているのです。計画も何も書類作るのも。それはいいです。ただ、願わくば将来に禍根を残さないような形でやってください。

以上で質問を終わります。

○議長（瀬川左一君） 要望でいいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

○日程第19 議案第36号

○議長(瀬川左一君) 日程第19 議案第36号工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について(七戸町公共下水道七戸浄化センターの改築工事委託に関する協定)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

○日程第20 議案第37号

○議長(瀬川左一君) 日程第20 議案第37号工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について(七戸町特定環境保全公共下水道天間林浄化センターの改築工事委託に関する協定)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

○日程第21 議案第1号

○議長(瀬川左一君) 日程第21 議案第1号令和4年度七戸町一般会計補正予算(第12号)を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入から行います。

11ページ、1款1項1目個人から、15ページまでの15款3項3目農林水産業委託金まで、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 次に15ページ、16款1項1目財産貸付収入から、18ページ、21款1項7目災害復旧費まで、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 次に、歳出に入ります。

19ページ1款1項1目議会費から24ページ2款6項1目監査費まで発言を許します。

10番議員。

○10番(佐々木寿夫君) 22ページ、18目18節の肥料価格高騰対策事業費補助金、これは2,400万円盛られているのですが、この内容についてももう少し詳しく説明ください。

それから、その上に農林業資材等高騰対策支援事業補助金が1,000万円ほど減額になっているのですが、これはどうしてなのか、この二つを説明ください。

○議長(瀬川左一君) 農林課長。

○農林課長(原子保幸君) お答えいたします。

まず、肥料価格高騰対策につきましてですが、こちらの事業につきましては、昨年農家の皆さんが購入した肥料価格と今年の作付けに使う肥料の価格が約倍になっているということで、国では7割補填しますということを明言しております。町でも農家の皆さんを助けたいという考えの下に、その7割、要は70%に上乘せして、今計画しているものでは15%から20%弱を補填したいということで考えてございます。その試算した金額が約2,400万円という金額になってございます。

もう一つが資材の高騰対策でございますが、当初見積もっていた金額、人数、そちらが当初より少なかったという部分で減額ということになってございます。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に25ページ、3款1項1目社会福祉総務費から、30ページ、6款2項2目林道維持管理費まで、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に30ページ、7款1項2目商工業振興費から、33ページ、9款1項3目消防施設費まで、発言を許します。

2番議員。

○2番（山本泰二君） 31ページ一番上のところで工事請負費とありますけれども、関連して、今年度のスキー場のポニーリフトが故障して使えなかったということがあったと思います。これはどういう故障だったのか。それから、スキーのシーズン中にほぼ使えなかったということで、来たお客さんが非常に不便していたと思います。それが1点です。

もう1点、昨日も聞いたことですが、次の32ページの土木費のところでは道路、橋、これの今後修復が必要なところということで聞いたのですが、来年度という意味ではなく、今後大きく費用がかかるようなところがないかということで、もう一度質問したいと思います。これは他の自治体でお金がなくて橋を架け替えられないとか、そういうことが発生しているところ、そういう話を聞いたことがあるので、当町では大丈夫なのかという観点からもう一度お聞きします。

○議長（瀬川左一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（附田良亮君） お答えいたします。

ロープ塔の支障につきましては、12月上旬のスキー場の準備・点検のときに、ワイヤーに不具合があるということが分かりまして、すぐに注文しました。残念ながら、メーカーから納入時期については確定できなという返事であり、でき次第とにかく納品してくださいということでお願いしていました。ロープ塔の長さが大体滑る場所が200メートル、それが輪っか状になるので約400メートルというようなこともあって、すぐには対応できないと、残念ながらそういうことで、それで、でき次第納入されたのが2月下旬ということになってしまいました。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 次に、建設課長。

○建設課長（鳥谷部勉君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、橋等につきましては新設ということになると多大な金額が発生します。なので、町では長寿命化計画を策定し順次点検していきながら、その結果、補修しなければならないところはいくらかでも補修して、長く使えるように点検・補修を実施しております。

以上でございます。

- 議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（瀬川左一君） 次に34ページ、10款1項1目教育委員会費から、39ページ、10款5項3目中央公園管理費まで、発言を許します。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（瀬川左一君） 次に40ページ、11款1項1目現年災農地農業用施設災害復旧費から、41ページ、13款2項16目地域産業振興基金まで、発言を許します。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（瀬川左一君） 次に歳入歳出全般にわたり、発言を許します。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。
したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○日程第22 議案第2号

- 議長（瀬川左一君） 日程第22 議案第2号令和4年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。
これより、質疑に入ります。
質疑は、事項別明細書により行います。
歳入歳出全般にわたり、発言を許します。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。
したがいまして、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○日程第23 議案第3号

○議長（瀬川左一君） 日程第23 議案第3号令和4年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。
質疑は、事項別明細書により行います。
歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。
したがいまして、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○日程第24 議案第4号

○議長（瀬川左一君） 日程第24 議案第4号令和4年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。
質疑は、事項別明細書により行います。
歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。
したがいまして、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

○日程第25 議案第5号

○議長（瀬川左一君） 日程第25 議案第5号令和4年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。
質疑は、事項別明細書により行います。
歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。
したがいまして、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

○日程第26 議案第6号

○議長（瀬川左一君） 日程第26 議案第6号令和4年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。
質疑は、事項別明細書により行います。
歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。
したがいまして、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

○日程第27 議案第7号

○議長（瀬川左一君） 日程第27 議案第7号令和4年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。
質疑は、事項別明細書により行います。
歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。
したがいまして、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

○日程第28 議案第8号

○議長（瀬川左一君） 日程第28 議案第8号令和4年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。
質疑は、事項別明細書により行います。
歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

○日程第29 議案第9号

○議長（瀬川左一君） 日程第29 議案第9号令和4年度七戸町水道事業会計補正予算（第6号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

水道事業会計全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

○日程第30 議案第10号から議案第18号まで

○議長（瀬川左一君） 日程第30 議案第10号令和5年度七戸町一般会計予算から、議案第18号令和5年度七戸町水道事業会計予算までの予算案9件を一括議題とします。

本件9件については、去る3月2日の本会議において、予算審査特別委員会に審査付託しておりましたが、予算審査特別委員長より審査の結果報告書が議長の下に提出されております。

予算審査特別委員長より、審査報告を求めます。

予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員会委員長（白石 洋君） 予算審査の御報告を申し上げます。

去る3月2日の本会議において、議長を除く全議員による予算審査特別委員会が設置され、付託されました議案第10号令和5年度七戸町一般会計予算から議案第18号令和5年度七戸町水道事業会計予算までの9議案について、3月7日と3月8日の2日間にわたり、慎重審査の結果、お手元に配付いたしました予算審査特別委員会審査報告書のとおり、全議案、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたしますが、議員各位におかれましては、全会一致で御賛同いただき

ますようお願い申し上げます、委員長の報告といたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（瀬川左一君） これで、予算審査特別委員長の報告を終わります。

初めに、議案第10号令和5年度七戸町一般会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号令和5年度七戸町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号令和5年度七戸町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号令和5年度七戸町介護保険特別会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号令和5年度七戸町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号令和5年度七戸町七戸霊園事業特別会計予算を議題といたしま

す。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号令和5年度七戸町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号令和5年度七戸町農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。
委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第17号は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第18号令和5年度七戸町水道事業会計予算を議題といたします。
お諮りします。
委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。
本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。
委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第18号は、原案のとおり可決されました。
ここで暫時休憩したいと思います。

休憩 午後 0時07分

再開 午後 0時07分

○議長(瀬川左一君) 休憩を取り消し、会議を開きます。

○日程第31 議案第38号

○議長(瀬川左一君) 日程第31 議案第38号七戸町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。
発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、この本案について採決します。
本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第38号は、原案のとおり同意することに決定しました。
暫時休憩します。

休憩 午後 0時09分

再開 午後 0時10分

○議長(瀬川左一君) 休憩を取り消し、会議を開きます。

○日程第32 議案第39号

○議長(瀬川左一君) 日程第32 議案第39号七戸町教育委員会委員の任命につき
同意を求めることについてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、この本案について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第39号は、原案のとおり同意することに決定しました。

○日程第33 議案第40号

○議長(瀬川左一君) 日程第33 議案第40号七戸町固定資産評価審査委員会委員
の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、この本案について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第40号は、原案のとおり同意することに決定しました。

○日程第34 議案第41号

○議長(瀬川左一君) 日程第34 議案第41号七戸町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、この本案について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第41号は、原案のとおり同意することに決定しました。

○日程第35 議案第42号

○議長(瀬川左一君) 日程第35 議案第42号七戸町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、この本案について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第42号は、原案のとおり同意することに決定しました。

○日程第36 発議第1号

○議長(瀬川左一君) 日程第36 発議第1号七戸町議会の個人情報保護条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

12番三上正二君。

○12番(三上正二君) それでは、御説明いたします。

去る2月9日に開催されました総務企画常任委員会において、このことについて議員発議として提案する件が了承されました。

国では、国や地方におけるデジタル業務改革の進展と官民や地域の枠を超えたデータ利活用の活発化により、団体ごとの個人情報保護法制の相違がデータ流通の支障となり得ること等から、現行法制の不均等・不整合を解消するため、個人情報保護制度の見直しが行われました。

個人情報保護法が改正され、同法、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律が個人情報保護法に統合され、大学、病院等を含む民間事業者、国の行政機関、議会を除く地方公共団体の機関等における個人情報の取扱い等に関する共通ルールが設定されました。

改正後の個人情報保護法では、原則として、議会は適用除外となっているが、国の施策との整合性に配慮しつつ、その地域の特性に応じて個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する等の責務を有することとされました。

これを踏まえ、議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることとともに、その各保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護する必要があるため、今回、本条例を提出するものであります。

このたび総務企画常任委員会所属の議員各位及び議長の賛同を得まして発議をいたしましたので、議員各位におかれましては、全会一致で御賛同くださいますようお願い申し上げます。私の説明といたします。

○議長(瀬川左一君) これより、提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、採決します。

本案の採決は、起立採決とします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(瀬川左一君) 着席願います。

(賛成者着席)

○議長(瀬川左一君) 起立多数です。

したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

○追加日程について

○議長(瀬川左一君) お諮りします。

町長より追加議案1件が提出されましたので、去る3月7日、議会運営委員会において追加することに決定しました。

本日の議事日程に加えることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがって、追加案件1件については、本日の議事日程に追加することに決定しました。

よって、本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

○追加日程第1 議案第43号

○議長(瀬川左一君) 追加提出の議案第43号令和4年度七戸町一般会計補正予算(第13号)について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小又 勉君) ただいまは、提出いたしました全議案、原案どおり可決くださいます。誠にありがとうございます。

また、議員各位にはお疲れのところ大変恐縮ではありますが、追加議案がございますので、概要について御説明いたします。

議案第43号令和4年度七戸町一般会計補正予算(第13号)については、歳入歳出予算の総額に1,193万5,000円を追加し、予算の総額を126億2,785万5,000円とするものです。

歳入は、繰入金に1,193万5,000円を追加し、歳出は、教育費に1,193万5,000円を追加するものです。

今回の補正は、天間林小学校に設置している屋内消火栓ポンプの故障が判明し、修繕箇所を調査したところ、水を送る機能が壊れており、消火栓を使用することが不可能になったこと、また、中央公民館及び屋内温水プールに設置している火災報知設備機器の火災信号受信機及び感知機の老朽化による故障に伴い、防火管理業務に支障を来していることから、早急に対応する必要があるため歳入歳出を増額するものです。

なお、今回の補正予算に計上した工事に関しては、年度内の事業完了が見込めないことから、繰越明許費を設定することとしております。

以上、1議案について追加提案させていただきますので、慎重審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（瀬川左一君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

議案第43号令和4年度七戸町一般会計補正予算（第13号）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

○閉会宣告

○議長（瀬川左一君） 以上で、今期定例会に付議された事件は全て議了しました。

これをもって、令和5年第1回七戸町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 0時21分

以上の会議録は、事務局長澤山晶男の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和5年3月9日

上北郡七戸町議会 議長

議員

議員

